

公益財団法人文化財虫菌害研究所主催の研修等実施に伴う
新型コロナウイルス感染症予防のガイドライン

令和2年12月7日
公益財団法人文化財虫菌害研究所

新型コロナウイルス感染症予防等に関し、公益財団法人文化財虫菌害研究所が実施する研修会等における対応について、次のとおりガイドラインを設けました。

当研究所主催の研修会等を受講、受験される際には、ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

〈研修等の会場について〉

- ① 研修等に参加を認める人数は、会場の収容定員数の50%以内とする。
- ② 研修等における受講者間の座席間隔は、通常の座席1席分を空けるようにする。
- ③ 会場の換気は、講義（試験を含む）前、講義中、講義後に可能な限り継続的に行う。
会場の構造上継続的な換気が困難な場合は、ドアの開け放ち、既設の換気装置の稼働等による換気に努めることとする。
- ④ 受講者が会場入り口付近で密集しないように、立ち位置を示す印をつけて一定の間隔を開けることができるようにする。
- ⑤ 物品のやりとり、販売等は行わない。

〈受講者への協力お願いについて〉

- ① 受講者については、入場前等に検温を行う場合があるので、ご協力いただきたい。
- ② 必要に応じて会場内、受付時のアルコールによる手指の消毒、マスクの原則常時着用、咳エチケット、手洗いの呼びかけを行うことがあるので、ご協力いただきたい。
- ③ 次の場合は受講をお断りすることがあるのでご了承ください。
 - 1) 検温の結果37.5度以上と確認された場合
 - 2) 発熱や咳等、体調の悪い場合
- ④ 受講受付の際に、配布する受講者の「チェックシート」を提出するよう求めることがあるので、ご協力いただきたい。
- ⑤ 研修受講後に感染が判明した場合は、すみやかに研修等の会場（施設）主体および当研究所に連絡していただきたい。

〈講師および運営スタッフについて〉

- ① 講師および運営スタッフは、感染予防対策として前日と当日に検温を実施し、37.5度以上の場合は、運営業務に従事しないこととする。
- ② 受付時の受付担当者および講義中の講師は、マスク、フェイスシールドを着用する。
- ③ 試験の場合は、会場の見廻りは行わず一定の位置からの状況確認に留める。

※ このガイドラインは、次に掲げる政府等関係機関が提示する「ガイドライン」ならびに当研究所と同種の研修等を実施している機関・組織の例を参考として定めたものです。

- 政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月4日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定。）
- 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の「新型コロナウイルス感染症対策の分析・提言」（令和2年5月4日）
- 文部科学省 業種別ガイドライン
- 厚生労働省 新型コロナウイルス感染症予防の啓発資料